

## 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

### I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1 継続事業の前提に関する事項

該当事項ありません。

#### 2 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、最終仕入原価法による原価法により評価しております。

#### 3 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法又は旧定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以前に取得した建物（建物付属設備を除く）については旧定率法、平成19年4月1日以前に取得した建物（建物付属設備を除く）については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法を採用しております。

平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	14年～39年
構築物	10年～30年
医療用器械備品	5年～15年
その他の器械備品	5年～17年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### (4) 長期前払費用

期間均等償却を採用しております。

#### 4 引当金の計算基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率及び個別見込額より計算した回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職金支払いに備えるため、自己都合退職による期末要支給額のうち、年金積立額による見積額を控除した金額を計上しております。

なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

#### 5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。また、控除対象外消費税については長期繰延消費税等として資産計上し費用按分しております。

#### 6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

補助金等の会計処理

固定資産を購入する目的で受取った補助金等については、受取った会計年度に一括して収益として計上しております。

運営費補助金等の補助対象となる支出が事業費に計上されるものについては、当該補助対象の費用と対応させるため、事業収益に計上しております。

#### 7 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務から繰入金の状況に関する事項

##### (1) 資産及び負債のうち収益業務に関する事項

資産 195,885千円

負債 863,751千円

##### (2) 収益業務からの繰入金は、△37,450千円であります。

## 8 法第51条第4項に規定する関係事業者に関する事項

### (1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産 (千円)	事業 内容	関係事業者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当事項あり ません									

取引条件及び取引条件の決定方針等

### (2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当事項あり ません							

## 9 重要な偶発債務に関する事項

該当事項ありません。

## 10 重要な後発事象に関する事項

該当事項ありません。

## 11 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

主な補助金等の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額

補助金等の内訳	交付者	影響額 (千円)	損益計算書上の記載区分
令和3年度新型コロナウイルス感染症対応 医療提供体制強化緊急補助金	佐賀県	51,844	事業収益（本来業務）
令和2年度コロナ感染症対策助成金	佐賀県	48,932	事業収益（本来業務）

## II 貸借対照表の注記

### 1 担保提供資産等

#### (1) 担保提供資産

建物 1,015,334千円

土地 1,268,418千円

#### (2) 担保付債務

1年以内返済長期借入金 74,784千円

長期借入金 332,023千円

### 2 有形固定資産の減価償却累計額 3,533,705千円